

入院期間が 180 日を超える患者様へ

「180 日超入院に係る保険外併用療養費（選定療養費）」について

同じ傷病での入院期間が 180 日を超えた場合、厚生労働大臣が定める場合を除き、健康保険から病院へ支払われる入院基本料が 15%減額されます。

そのため、当院では健康保険法等の規定に基づき、入院基本料の 15%相当額を「180 日超入院に係る保険外併用療養費（選定療養）」として患者様にご負担いただくことになります。

患者様にはご負担をお願いすることとなり誠に恐縮ですが、制度上の取り扱いとなりますので、ご理解の程お願い申し上げます。

◎対象となる方

同一傷病での入院期間が通算 180 日を超えた患者様

ただし、厚生労働大臣が定める特例（難病や重症等）患者様については、選定療養費制度の対象とはなりません。

※この 180 日の期間は、当院における入院期間だけではなく、他の医療機関に入院されていた期間も含まれますので、過去 3 か月以内に入院されていた患者様は、入退院受付までお申し出ください。

ただし、医療機関を退院した後、①別の病気で入院した場合、②退院してから 3 ヶ月以上入院しなかった場合、③介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に 3 ヶ月以上入所（入院）していた場合、④以前の病気が治癒した場合、⑤D P C 入院期間などは、以前の入院期間は加算されません。

◎ご負担いただく費用

入院基本料	金 額
一般病棟入院基本料 急性期一般入院料 2	2,670 円（税込）<1 日につき>

◎入院期間の確認と退院証明書の提出について

入院時に、過去 3 ヶ月以内の入院期間の確認のため、患者様若しくはご家族等に「入院申出書」を頂くことになります。また、以前の退院に際して「退院証明書」が発行されている場合はご提出をお願いします。

正確な入院歴を申告されなかったことにより、損失（180 日超入院患者に係る選定療養費分）が発生した場合には、さかのぼって患者様から徴収させていただきますので、十分にご留意ください。

2026 年 6 月 1 日

独立行政法人地域医療機能推進機構 山梨病院